

文化庁のまちづくり・観光に関わる施策について

－文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）を踏まえて－

村上 裕道（文化庁地域文化創生本部総括・政策研究グループ研究官）

1. 文化財保護関連の最近の動向

(1) はじめに

文化財は、文化的な財産である。つまり、その文化圏の成り立ちを示すもの、審美的な世界観を示すもの、そして、希少な代替不能なものとして、そのものが有する経済的価値に加え、歴史的価値、芸術的価値、学術的価値等（文化財指定基準参照）を有するものである。そして、文化財保護法では、「国民共有の財産」と位置づけられ、文化財は公共的性格の強いもの、つまり『公共財』として考えられている。

さらに、筆者は、文化的な『公共財』として、各文化財の性格に合わせて、国民（世界の人々）に①その価値を報せる必要、②その価値を感じてもらう必要、③その価値を理解してもらう必要、④その価値を活かしてもらう必要、⑤その価値を誇りにしてもらう必要があると考えている。なお、各世代の国民がその価値を享受できるよう、確実に維持・継承することが前提となっていることは自明である。

一方、我が国の社会状況は大きく変化し、政治、経済のグローバル化の進展や、過疎化・少子高齢化の進展等による地域社会の衰退が指摘されている。文化財の継承の基盤となるコミュニティ自体が脆弱化する中で、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある。地域の文化財を確実に次世代に継承していくには、文化財の価値を報せて、感じて理解してもらい、活かして誇りにしてもらう、筆者が呼ぶ、上記①～⑤の『活用の五原則』に沿っ

て、文化財を活用することを前提に保存することが維持継承の確率をあげるものと考えている。

(2) 近時における政府の重要方針

2017年6月9日に、『経済財政運営と改革の基本方針2017』が閣議決定され、文化経済戦略（仮称）を策定し、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向け取組み、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図るとされた。

また、同日の『未来投資戦略2017』の発表では、古民家等の上質な歴史的資源を改修し、観光まちづくりの核として「日本の魅力を再発見」する取組を、全国200地域で展開することや伝統芸能等の新しい観光資源の開拓が提案された。さらに、同日、『まち・ひと・しごと創生基本方針2017』も発表され、同様の取組を目指すことが示された。それぞれ、歴史文化の保護・継承を図る文化財関連機関にとって、興味深い施策の発表である。

さらに、2017年6月23日には、『文化芸術基本法』が改正された。同基本法の第1、趣旨では、「1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと 2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」と社会が文化財に求める内容が記された。

文化芸術自体の振興策を考えるフェーズから、文化芸術の振興による観光、まちづくり、福祉、教育等への実効性のある貢献策の提示が必要とされる

再生と歴史的環境
(Regeneration and the Historic Environment)

ヘリテージは、地域の社会的、経済的再生の触媒。歴史的環境は、Sense of Place (ある場所を大事に思う感覚) の中核をなす。場所の変化の仕方、その場所の歴史の意義を知ることが、持続可能な再生のキーワードである。過去を知ることが、未来への道筋を示す。

- 1 修理のほうが新築より経済的である。
- 2 再利用は場所感覚を研ぎ澄ます。
- 3 大規模新築は歴史的特徴を喪失させる。
- 4 再利用建物は、中古市場でプレミア品となる。
- 5 歴史的環境の再生は魅力増進により、仕事を作る。
- 6 外部からの投資を呼び込む。
- 7 歴史的環境は生活の質を向上させる。
- 8 歴史的な環境は、地域イベントの主要な場所となる。

地方自治体の歴史的建造物及び考古学の専門職を置くことが重要。

図1 イングリッシュヘリテージセンターによる歴史文化を活かした地域再生計画、各種¹⁾

文化芸術基本法 改正 平成29年6月23日

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

文化芸術自体の振興策を考えるフェーズから、文化芸術の振興による観光、まちづくり、福祉、教育等への実効性のある貢献策を提示しなければならないフェーズに入った。

↓

平成29年五月十九日 文部科学大臣から文化審議会へ
これからの文化財の保存と活用の在り方について諮問

図2 文化芸術基本法 第一趣旨

フェーズに入った。今後、文化財と関連分野におけるそれぞれからのインターフェースの開発が要請されるであろう(図1)。

確認したいのは、文化財の分野に携わる人々が、脆弱化するコミュニティ等への地域振興等の貢献をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野への文化財の活用手法を提案することにより、次世代の人々が文化財を活かす新たな分野の仕事を開拓できるよう、仕事分野の創出(図3)や人材供給システムの開発に取り組むことを社会は望んでいることである。

図1に示すように、イギリスの文化財保護を司るイングリッシュヘリテージセンターが、21世紀を迎える頃からロンドンオリンピックに向けて歴史文化を活かした地域再生を展開し、様々な関連事業の手法の開発を行っていた¹⁾。文化財保存・活用と現代文化の融合は当然で、文化財保存・活用と観光・まちづくり・教育・福祉等、文化芸術基本法で示す対象分野との整合性を図っていたことは言うまでもない。

(3) 文化財の保存と活用の在り方について、諮問

2017年5月19日に文部科学大臣から文化審議会へ『これからの文化財の保存と活用の在り方について』諮問があり、同年12月8日に『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第1次答申)』が行なわれた(図4)。そして、それを受けて文化財保護法の改正に向けて準備が進んでいるところである²⁾。

諮問理由には、「地域の風土や生活、他国の文化との交流等を通じて生まれ、現在まで守り伝えられてきた多様な文化財の地域文化の厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成していると「地域文化の厚みの重要性」を謳うとともに、我が国の政治、経済のグローバル化の進展や、過疎化・少子高齢化の進展等により地域社会の衰退が指摘される等、地域文化の多様性の維持・発展が脅かされつつある状況にあると現状を憂えている。

そして、「文化財を保存し活用することは、心豊かな国民生活の実現に資することはもとより、個性あふれる地域づくりの礎となる」ことから、脆弱化するコミュニティ等への地域振興等の貢献をはじめ、文化財を活かした取組への期待が増大していると説く。最後に、「このような社会状況の中、文化財をいかにして確実に次世代に継承していくかについて、未来に先んじて必要な施策を講じる必要がある」と課題を示し、諮問内容を記す。

- ① これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善
- ② 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文

今後の取組

モノ

【観光資源の保存と活用のレベルアップを図り日本の魅力を再発見】

- 魅力ある公的施設・インフラの大胆な解放
 - ・赤坂迎賓館・京都迎賓館において季節に応じた夜間開館の実施。赤坂迎賓館前の公園に、カフェ及び休憩機能、トイレ等を有する施設を整備。
 - ・桂離宮の1日当たりのガイドツアー回数・総定員を拡充。外国人専用の英語ガイドツアーを新たに実施。
- 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進
 - ・地域の古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として再生・活用する取組を、2020年までに全国200地域で展開。
- 国立公園清浄プロジェクト
 - ・「ステップアッププログラム2020」に基づき、公衆等により民間事業者の知恵や資金を最大限活用し、上質なホテル誘致等の取組を実施。
 - 新しい観光資源の開拓
 - ・伝統芸能やスポーツイベント等の多言語化や夜間開催等の取組を実施。




まち・ひと・しごと創成基本方針2017(概要版)

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
地方創生推進事務局 2017年6月9日 p.3

③古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり

- ・「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティング、料理人等の人材育成に取り組み、地方公共団体やDMO等への情報提供や支援、海外への情報発信を行う。あわせて、金融・公的支援のほか、規制・制度の改善を進める。
- ・2020年までに全国200地域での取組を目指す。

遊休資産を活用した特徴的な事例

【油津商店街（宮崎県日南市）】



「250mのシャッター通りに、4年間で20以上の新規出店を実現すること」をKPIとし、マネージャーを外部公募。現在26店舗がオープンし、商店街を再生。

【篠山城下町（兵庫県篠山市）】



篠山城下町において、国家戦略特区を活用し、4つの古民家を1つのホテルとして面的に利用した斬新な手法により古民家を再生。その結果、20名以上の移住者、50名近くの雇用を創出。

REVICの観光地域活性化ファンド

官民ファンドは民間だけでは取りにくいリスクや発展途上の機能を補う。
REVICは、地域金融機関と連携して「地域観光活性化ファンド」を設立・運営。
リスクマネーの供給システムを構築して、地域銀行にノウハウを転移。

地方創生に向けた小規模不動産特定共同事業制度の創設

不動産特定共同事業法の一部改正(3月3日閣議決定)による小規模不動産特定共同事業の特例の創設

最低資本金要件:1億円 → 引き下げ

1事業当たりの出資総額:1人当たりの出資上限額: → 古民家や町屋の改修ができる程度の規模

料理人等の育成及び地方部への人材流動に向けて

地元資産(古民家等)の良さを活かしたレストランやカフェを再生し、地元食材による料理等を提供
地域の料理人の育成、都市部から地方へシェフ等の流動化を促進

日本版DMO候補法人の意向

歴史的資産を活かした観光まちづくりについて、取り組みの意向あり → 92%

上記について、関心があるが取り組めていない → 55%

上記について、障害となっていること → 人材不足 33% 資金調達の問題 33% → 観光税導入

図3 未来投資戦略 2017 概要

諮問 これからの文化財の保存と活用の在り方について
平成29年諮問第33号 平成29年5月19日

5月19日：文部科学大臣から文化審議会へ諮問

12月8日：『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について』
(第1次答申)

諮問理由：「地域文化の厚みが日本文化全体の豊かさの基盤」、「後の世代に確実に継承していくことが
必用」、しかし、「我が国の社会状況は大きく変化、政治、経済のグローバル化の進展
や、過疎化や少子高齢化の進展等による地域社会の衰退」
文化財の「継承の基盤となるコミュニティ自体が脆弱化する中で、地域の文化多様性の維持・
発展が脅かされつつある状況」

「文化財を保存し活用することは、心豊かな国民生活の実現に資することはもとより、個性あ
ふれる地域づくりの礎となることから、脆弱化するコミュニティ等への地域振興等の貢献をは
じめ、文化財を活かした取組への期待が増大」

「このような社会状況の中、文化財をいかにして確実に次世代に継承していくかについて、未
来に先んじて必要な施策を講じる必要」があると課題を示し、諮問内容を記す。

諮問内容：① これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善
② 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開
③ 文化財を確実に継承するための環境整備

審議経過：文化庁ホームページ
『文化審議会文化財分科会、専門調査会等、(6)企画調査会 平成29年度』に掲載

図4 諮問 これからの文化財の保存と活用の在り方

文化財保護の新たな展開

③文化財を確実に継承するための環境整備

その後の文化審議会文化財分科会企画調査会での
審議内容は、文化庁ホームページ『文化財>文化審
議会文化財分科会>専門調査会等>(6)企画調査
会 議事要旨等>平成29年度』に掲載されていると
おりである³⁾。

2. 企画調査会第一次答申

(1) 文化財保護施策、その起点の想定

答申では、社会の現状認識として、「我が国の社
会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行
により地域の衰退が懸念されている。文化財は、開
発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継
承の担い手の不在による散逸・消滅の危機に瀕して
いる。」と伝統や文化の消滅の危機に直面してい
ることを率直に認める。そして、未指定の文化財も
含めた文化財の継承には、社会全体で支えていく体制

づくり等が急務であるとする。さらに、「文化財保
護制度をこれからの時代を切り拓いていくにふさわ
しいものに改めていくことが必要」であり、未指定
も含めた文化財全体を「地域の文化や経済の振興の
核として未来へ継承する方策を模索すべき」として
いる。

一方、諮問の「未来に先んじて必要な施策を講じ
るための文化財保護制度の在り方」の「未来に先ん
じて必要な施策」の文言をどのように考えるべきで
あろうか。社会状況が急激に変化しているとはいえ、
未だ人口が増大しているところもあり、都市と農村
の二極分化が未だ存すると連想させるところも確か
にある。しかし、過疎化・少子高齢化の進行する地
方の現状は既に看過できない状況にあり、早晩、都
市部も人口減少、少子高齢化が進行する。人材育成
等、時間のかかる対策が必要になることを考えれば、
全ての都道府県の人口が減少する社会状況を想定し
て抜本的な体制の再構築を進めることが必須と考え

る（図4）。

日本の縮図と言われる兵庫県において、過去四半世紀の間、文化財に関するフィールド調査を行ってきたが、コミュニティの脆弱化について、確かに実感するところがある。2017年10月、人口減少の進む兵庫県北部の日本海側に位置する、豊岡市の出石重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区と表記）で「選定10周年記念シンポジウム」が開かれた。その際、高齢の住民が「自分たちが元気な間は何とかする。しかし、次の世代になれば、今でも目立つ空家が多数となり、重伝建地区、まちが維持できるか不安である。」と文化財の継承と町の存続を同一の次元で語られた。同所は、保護法の趣旨を踏まえた保存対策に加え、各種活用策を展開し、年間100万人の観光客を迎える等、経営感覚の優れた所の一つと思っていたところである。そこでの言葉であり、文化財の継承とそのエリアの維持について、危機感を改めて教わった。

（2）文化財の保存・活用の基本的な考え方

基本的な考え方の項では、「文化財の保存と活用は文化財保護の重要な柱」と規定し、文化財の種類や性質に配慮しながら、適切な保存と活用の在り方を整理し、保存を確固とするような活用の在り方を模索していくことが必要と説く。続けて、未来の世代が文化財の魅力や価値を我々と同じく享受し活用できるよう長期的視点を含む計画的な修理・管理等、文化財の適切な保存が必要とする。そして、未指定も含む文化財の一体的な保護には、「文化財と地域社会の維持発展が不可欠」であり、文化財を核にした取組を地域の維持発展に役立てる文化財の保存や新たな文化創生へと還元する視点が必須であると解く。

なお、文化財は多種多様であり、社会の中で適切に活用されなければ継承がままならない重伝建地区のような文化財が存在する一方、脆弱なものも存在する。文化財の種類・性質による違いは軽視できない。例えば、接着剤としての膠は何百年も耐用年数はない。古糊もしかりである。古い掛軸などは裏地

の保存修理無しに掛けることも難しい。一方、重伝建地区や登録文化財建造物等のように、現在社会の中で適切に機能・用途が与えられ、使われ続けることによって未来に受け継ぐ動機が高まり文化財の保存が強化されるものもある。材質の違いにより、より繊細な扱いを必要とするもの等、取り扱いは異なるという。

しかし、その前に文化財の持つ「公共財」としての社会性から活用を促進せずして維持することは困難であることを理解すべきである。文化財は、保存と活用を一体として取り組むことが、文化財を将来へ継承し、新たな文化創生の本源となることに留意したい。

（3）これからの時代にふさわしい文化財の継承策

地域の歴史環境が痩せ細りつつある。未指定の文化財や指定等文化財と一体性や関連性を有する周辺環境等、貴重な資源が失われつつあり、歴史文化基本構想の作成で示すように、文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り込むことが重要であるとする。そして、次世代への継承のため、地域住民や子供たちがその価値に触れられるようにするとともに、まちづくりや地域の活性化等、身近な活かし方につなげることが必要と述べる。

なお、総体として捉える視点には、①文化財類型の総体化、②文化財指定等の総体化、③個別から歴史文化的領域への総体化、そして、④社会的権威の総体化を示す、「4つの総体化」が存すると私は考えている。つまり、①文化財類型の総体化では、文化財指定の際には、その分野における類型の典型を選んでおり、その指定物件の周囲には多数の同類の文化財が存在する。それらが総体として存知しておれば、地域の人にとってはその特徴の真意をより理解しやすいし、他者への発信力も高まろうと考える視点である。②文化財指定等の総体化とは、文化財指定分類に分かれての専門的な価値判断、国指定、地方公共団体指定の指定種別の序列化等、文化財特

事例 豊岡市地域再生計画

地方創生の将来目標:

戦略体系に基づく効果的な各種施策を複合的に組み合わせ、「豊岡で暮らすことの価値と魅力」を伝え、豊岡に共感して移住・定住する若者を増やしていくことにより、「量的緩和」と「質的転換」を同時に図る。

「重伝建地区を活かした貢献策」の目標設定

- ① 定住人口は確実に減少
- ② 地域の大事な“もの”は使わないと残らない
- ③ 使う人を増やすには、人をひきつける必要
- ④ 人をひきつけるには地域の魅力を考える必要



地域の文化遺産を活かし、新たな文化を創造

- ① 重伝建地区の現状把握 一斉健康診断
- ② 計画的修理の導入 preventive care
- ③ 普及啓発 住民・HM他
- ④ 記録の作成 毎年実施報告書の刊行

現行計画にプラスアルファが必要

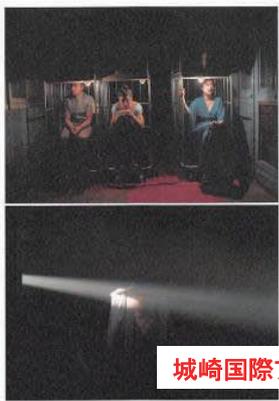
- ⑤ エリアの磨き直し

エリアの磨き直し

約40年続く特別天然記念物コウノトリ保護増殖事業、出石重伝建地区保存活用事業に加え、クリエイティブシティネットワーク事業と連動し、文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取組を実施。行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などの連携のもとエリアの磨き直しに取組む。

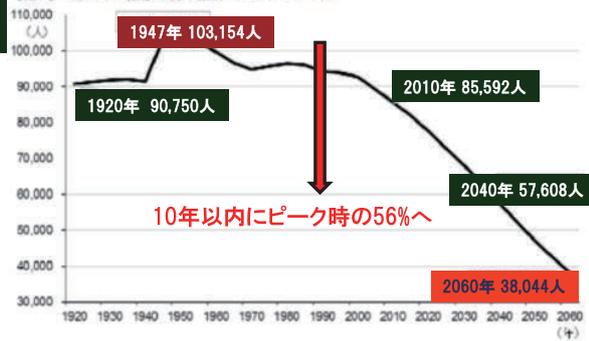
ユネスコ:文化の多様性を保持するとともに、世界各地の文化産業が都市間の戦略的連携により発揮させるための枠組みとして、「創造都市ネットワーク」事業を開始。

文化庁:文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、その優れた年を文化庁長官が表彰。



城崎国際アートセンター

【図1】 総人口の推移と将来推計 (1920~2060年)



(出典) 1920~2010年は総務省統計局「国勢調査」、2015年以降は内閣官庁まち・ひと・しごと創生本部事務局提供人口推計ワークシート (DP-R06) により作成した本市基準推計

【表1】 2005年の合併前の旧市町別・総人口の推移 (人)

| | 1920年 | 1947年 | 1965年 | 1980年 | 1995年 | 2010年 |
|------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 豊岡市 | 90,750 | 103,154 | 96,590 | 96,448 | 93,859 | 85,592 |
| 旧豊岡市 | 32,455 | 40,999 | 43,259 | 47,458 | 47,742 | 44,598 |
| 旧城崎町 | 5,138 | 5,547 | 6,262 | 5,303 | 4,592 | 3,778 |
| 旧竹野町 | 9,428 | 8,992 | 7,278 | 8,409 | 5,880 | 4,973 |
| 旧日高町 | 20,572 | 23,923 | 20,338 | 19,415 | 18,868 | 17,242 |
| 旧出石町 | 12,590 | 14,174 | 11,640 | 11,129 | 10,917 | 10,259 |
| 旧佐賀町 | 10,572 | 9,822 | 7,818 | 6,734 | 6,062 | 4,742 |

※グレーのハイライトは、1920~2010年の間で、新旧市町別・ピーク人口を示す
(出典) 総務省統計局「国勢調査」

豊岡市人口ビジョン 平成27年10月30日

豊岡市の人口は、1947~1949年に103,154人で最多
2010年には85,592人(国勢調査)
2040年には57,608人、
2060年には38,044人まで減少

豊岡市の方針 人口減少のスピードを和らげる

豊岡市 平成28年度長官表彰

豊岡 Toyooka
アート Art
シーズン Season
2017
6.27 - 10.1



図5 豊岡市地域再生計画における文化の意味

既存取り組みにクリエイティブなエリアの磨き直しの追加の必要性を示唆

性の細分化により生ずる、場所性や人との緊密性の低減傾向を回避しようとするものである。例えば、寺の一棟ごとの建物の指定や建物の一部の障壁画を別途指定する等の細分化による地域住民感情との乖離を避けるため、総体化により地域密着の基本を強調しようとする視点である。③個別から歴史文化的領域への総体化とは、①②を受けて、地域から歴史的文化的な遺産を関連化、体系化して、地域の資産として、意義を付与し、活かしていこうとする考えである。そして、④社会的権威の総体化とは、「重要なものを指定する」という法が示すトップダウンの意志と地域の方々が大事と思う気持ちをボトムアップの手法で生かそうとする総体化である（図6）。重要文化財（建造物）に着目すると、明治30年（1897）以来、120年をかけても、37.77%の市町村にしか、重要文化財指定をできていない。結果として、重要な文化財建造物の無いことをオーソリティが指摘したことになるともいえるのである。

『世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約』第5条では、文化遺産の保護、保存及び整備に関して、文化遺産に対して社会生活における役割を与え、遺産の保護を総合的な計画の中に組み込むことが述べられており、エリアを有する文化財の保護においては、計画的な保護が必然であることを示す（図7）。

また、1999年に制定された、イコモス ウッド特別委員会の原則（ICOMOS WOOD Committee Principle）も2017年3月に改訂され、コミュニティの精神的・歴史的ニーズに対する認識の欠如が文化財の喪失を助長すること、文化財の保護と地域の持続可能な発展の調整にコミュニティ参加の必要性を説いている（図8）。グローバル経済が進展する現在、文化財の継承と地域の持続性との関係において世界は同様の課題を抱えているのであろう。参考にすべきである。

そして、答申では、文化財部局の適切な体制を整えたうえで、中長期的な視野に立った「歴史文化に関するマスタープランの策定・推進を制度化する」

ことが必要であり、マスタープランの趣旨を踏まえた公共に資する民間の活動を奨励していくことも重要と述べる。これらの基本的な考え方は、世界的な動きとも同期していると見ている。

マスタープランのイメージとして、国、都道府県、市町村の役割を示し、国は基本的な考え方について指針を示すとする。そして、都道府県は、市町村界を超える広域的な文化圏を考慮した指針や災害発生時の対応方針等、市町村への支援も含めた大綱をつくるとする。続いて、市町村は、歴史文化の保存・活用に関する政策の基本となる「地域計画」を策定する。

同「地域計画」では、最も大変な作業である域内の文化財の現状・特性・課題、地域の歴史や文化等の特徴等、歴史文化基本構想で培った調査に加え、文化財を核とした地域がとるべき方向性、文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針や保存・活用のために必要な措置（文化財に関する基本データの他、学校教育・社会教育との連携、普及啓発・地域振興等への活用方策）及び文化芸術基本法に示す関連分野や博物館との連携方策等、計画の内容、位置づけ、及び計画期間を示す。

（4）地域計画の策定効果

歴史文化に関する「地域計画」の作成により、保存活用の方針、計画の位置づけが公になれば、民間も含めた機関の関与も含め、地域全体で保護の手立てを考え、行動することが可能となる。

兵庫県教委による兵庫県内市町文化財関係職員数の経年変化に関する調査によれば、平成大合併前の2003年4月には、226名（埋文専門職122名、その他専門職22名、事務職員82名）、大合併後の2006年4月には、190名（埋文専門職117名、その他専門職16名、事務職員57名）、そして、2017年4月では、186名（埋文専門職120名、その他専門職24名、事務職員42名）となっている。市町の考えは、文化財関連の専門的な職能の必要性を認めるものの、公務員定数の関係から事務職を大幅に減じて対応しているものと推測できる。しかし、地方公共団体では、文化

文化財の総合的な保存・活用に係る計画における4つの総体化

総体として捉える視点には

- ①文化財類型の総体化
- ②文化財指定等の総体化
- ③個別から歴史文化的領域への総体化
- ④社会的権威の総体化

を示すと私は考えている。

① **文化財類型の総体化**では、文化財指定の際に、その分野における類型の典型を選んでおり、その指定物件の周囲には多数の同類の文化財が存在する事例がみられる。それらが総体として存知しておれば、地域の人にとってその特徴の真意をより理解しやすいし、他者への発信力もあろうと考える視点である。

② **文化財指定等の総体化**とは、文化財指定分類に分かれての専門的な価値判断、国指定、地方公共団体指定の指定種別の序列化等、例えば、寺の一棟ごとの建物の指定や建物の一部の障壁画を別途指定する等の細分化による地域住民感情からの遊離の発生を避けるため、総体化により地域密着の基本を強調しようとする視点である。

③ **個別から歴史文化的領域への総体化**とは、①②を受けて、地域から歴史的文化的な遺産を関連化、体系化して、地域の資産として、意義を付与し、活かしていこうとする考えである。

④ **社会的権威の総体化**とは、「重要なものを指定する」と法が示すトップダウンの意志と地域の人々が大事と思う気持ちをボトムアップの手法で生かそうとする総体化である。

図6 文化財の保存活用計画における4つの総体化

参考 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

第1条 記念物、建築物、記念の意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構築物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は顕著な普遍的価値を有するもの

第5条 締約国は文化遺産の保護、保存及び整備のための措置を確保するため、次のことを行うよう努める。

(1)文化遺産に対し**社会生活における役割**を与え並びにこれらの**遺産の保護を総合的な計画の中に組み込む**こと。

世界遺産条約履行のための作業指針 真正性(Authenticity)

82 文化遺産の種類、その文化的文脈によって様ではないが、資産の文化的価値(登録推薦の根拠として提示される価値基準)が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。

| | | | |
|---------------|------------|-------|------------|
| 形状・意匠 | 材料・材質 | 用途・機能 | 伝統・技能・管理体制 |
| 位置・セッティング | 言語その他の無形遺産 | 精神・感性 | |
| その他の内部要素・外部要素 | | | |

課題 これらの指標をどのように守るか

図7 世界文化遺産保護のためのガイドライン抜粋

イコモス ウッドコミッティ 新しい歴史的建造物の保存原則

この文書における「価値」の語は、審美的、人類学的、考古学的、文化的、歴史的、科学的、技術的遺産の価値を指す。これらの原則は、歴史的価値を持つ木造建築と構造物に適用される。全建物が完全に木造ではない、建設における他資材との相互作用に十分配慮する必要がある。

原則：

・世界の文化遺産の一環として、全時代の木造建築物・その構造システム及び詳細の重要性を認識し尊重する。

・木造遺産、および関連する無形遺産の多様性を考慮し、尊重する。

・職人、建築業者、かれらの伝統的、文化的、先人知識の技能の証拠を木造遺産が提供することを認識する。

・時間経過に伴い**文化的価値**の絶え間ない進化と、それがどのように識別され、**真正性がどのように決定されるか**を、変化する認識や態度に適應するために**定期的に見直す必要性**を理解する。

・保存に使用できる多種多様なアプローチや手法を考慮して、異なる地域の伝統、建築実践、保存方法を尊重する。

・歴史的に使用されている様々な材種や木質を考慮し、尊重する。

・木造建築物は建物全体または構造物に関する時系列データの貴重な記録を提供することを認識する。

・地震力に耐える木構造の優れた挙動を考慮する。

・温度や湿度の変動、雷、菌害や虫害、磨耗や裂傷、火災、地震などの自然災害、及び人的破壊行動によって、引き起こされた環境や気候条件の変化による木材の全部または一部の構造の脆弱性を認識する。

・脆弱性、誤用、伝統的意匠・施工技術のスキルと知識の喪失、および**生活コミュニティの精神のおよび歴史的ニーズに対する理解の欠如により、歴史的木造構築物の減少速度が増大している**ことを認識する。

・木造遺産の保護、社会的および環境的変容との関係、および持続可能な発展におけるその役割における**コミュニティ参加の妥当性を認識する**。

静的な維持システムから動的な維持システムへの転換。
歴史的建造物の維持と社会の変化に対応しようとしていることが伺われる。

図8 ICOMOS WOOD Committee Principle

2017改定PRINCIPLE 歴史的建造物の保存に無形文化財の保護が記載。保護管理のためコミュニティとの協働が規定

財の全分野に専門職員を配置することは難しいことから、オールラウンドプレイヤーとして対応していた熟練の事務職員の不足から市町において手の廻らない分野が出現し始めているのが現状である。これら状況の好転を期待することは、人口減少下では難しい。公務員の横断的協力は必須として、地域住民の関与率を引き上げることが文化財の適切な保護にとって最も効果的であろう。「地域計画」の立案により民間の力を足していただけることが最大の効果と考える。

兵庫県教委をはじめ全国43都道府県では、価値の定まらない未指定の文化財建造物を再発見し、活用の提案・実践を行う民間の活用リーダーであるヘリテージマネージャ（以下、HMで記載）を養成し、市町村での協働を展開している。事例として、兵庫県教委では、建造物の好成績を踏まえて各文化財分野へ拡大し、県立考古博物館でも民間ボランティアが一つのセクションをつくるまでとなっている。し

かし、公とのパートナーシップを組んでの活動の展開までには至っていない。「地域計画」の策定により、民間団体や教育機関等との連携協定による有効な活動が励起するものと期待する。

また、関連法令との関係を見ると、『地域の歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）』の制定により、三省庁の共管として歴史文化を活かしたまちづくりを展開している。しかし、全国の状況を見ると、歴史文化活用構想を経ずして「認定歴まち計画」の制定に至るもの、また、歴史文化基本構想から同計画に進むが、「認定歴まち計画」に至っていないなど、効率的な推進スキームとは言えない事例が見られるのも事実である（図9）。その原因として、文化財保護法に歴まち計画を規定していないこと、若しくは、歴史文化基本構想が法定計画の次元ではないことなどが考えられる。文化財のマスタープランである「地域計画」と歴史的風致維持向上計画の整合を図り、法定計画として連動

させることが望まれる。

さらに、「地域計画」の策定により、地域に於ける文化財の活かし方を示せば、その計画に沿った活用案は、個人の嗜好による選択ではなく、地域の皆「公」が望む案である。把握した文化財の登録等、将来の現状の変更の規制を担保することにより、建築基準法3条適用（重要文化財では、文化財の価値保全のため、建築基準法に示さない代替案による施工も可能としている。また、地方公共団体指定文化財では、建築審査会の同意を得て、建築基準法3条の適用を可能としている。）との連動も可能となつて来よう。

(5) 個々の文化財の保存・活用と担い手の拡充

文化財の保護は何世代にも継承することを前提にしており、時には所有者の変更も生じる。そのため、重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物では「保存活用計画」の作成を推奨している。また、重伝建地区、重要文化的景観についても、同種の計画の策定

が制度化されており、答申は、その有効性をより重視し、その計画を制度的に明確に位置づけようとする。また、加えて、所有者と共に文化財の保存・活用を担う主体の位置づけも併せて行おうとしている。

姫路市の特別史跡姫路城跡等の事例から、前者の有効性については既に十分知られており、史跡等の保存活用計画の必要性は必須と認識されている。住民等はじめ、専門家、行政などの関係者により計画立案し、特別史跡姫路城跡に見るように、地方自治体の総合的な計画に位置付け保存整備に繋げる等、実質的な作業を行なうまでになっている。また、周期的な見直しを行う中で、活用等、新たに発生する需要についても吸収しており、ノウハウは蓄積しているものとする。但し、これまでは地域全体での文化財の位置づけが不明確である事例もあり、地域との関連で充足すべき内容が残るのも実状である。今後、この点の改善が図られよう（図10）。

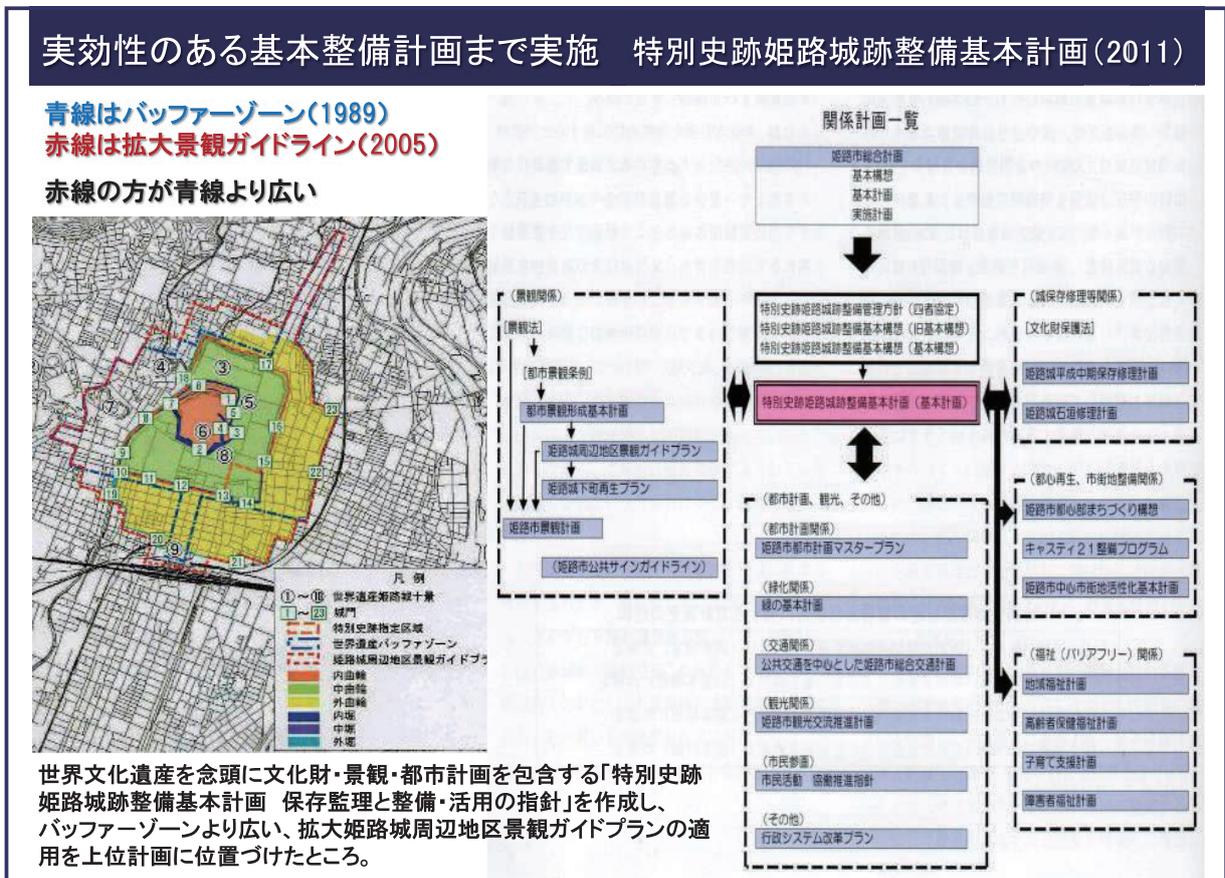


図10 既存保存管理計画・整備計画の評価

一方、後者の保存・活用を担う主体の位置づけは、これまでの計画から一歩進み、文化財の管理に幅を持たせる考えである。

例えば、兵庫県内の指定文化財建造物のうち、民家等で所有者が現住している事例は数件しかない。さらに、現住所有者は、ほとんどが高齢で実質的な管理が難しい状況となっている。今後、所有者等による改善は難しいことが予想されることから、実質的な管理運営を行えるシステムの構築（新たな管理責任者⁴⁾の仕組みの導入）を目指そうとするものである。そのため、所有者の変動や多様な権利者が所在することを前提とした史跡等の保存活用計画のノウハウは有効である。

また、動産文化財については、きめ細やかに文化財の脆弱性を見極め、活用にともする体制を考えており、地方の専門職員数の不足している博物館・資料館への技術・情報支援サービスを始め、文化財のアーカイブ化等を通じての発信力の強化に努めることが述べられている。

(6) 地方文化財行政の推進力強化

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条により文化財保護に関する事務については教育委員会が管理・執行することとされているが、地方自治法第180条の7により教育委員会と首長との協議により教育委員会が所管する事務の一部を首長部局に委任もしくは補助執行させることができることとされている。この仕組みを活用して教育委員会外に文化財担当部局を設置している地方公共団体も既にある。答申では、今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきとするものの、移管をする場合は、企画調査会報告で整理した4要請⁵⁾に加え、地方文化財保護審議会の設置を制度上も明確にするとともに建議の権限を付与する等、文化財保護の体制が向上することを狙っている。

3 まとめ

(1) 博物館機能と地域文化財保護

世界的なメガシティへの集住は増々進展し、ロー

カル・コミュニティの更なる脆弱化は避けられない。そのような中、「リアリティ」としての「個性あふれる地域の魅力」の価値は増大すると考えられる。その象徴となる文化財が個性あふれる地域づくりの唯一無二の手段となってしまうことを考える必要がある。今後、AIやVRの普及により、社会のグローバルとローカルの関係も大きく変化しそうだ。

「The Future of Employment⁶⁾」によると、AIの進展は、既存の労働環境を大きく変え、単純労働系に加え、論理的思考系の仕事分野もAIが携わることが示されている。そして、心体に関連する感性の分野や創造的な分野、小さな子供の情操教育等の分野、防災等の緊急的判断を求められる熟練マネージャーは、置き換わることが難しい分野に分類されている。

図11には、私自身、イメージの難しい仕事名称が上がっており正確にいうことは難しいが、文化芸術基本法の示す文化財関連分野との連携施策の対象がAIに置き換わりにくい分野であることが推測できる。つまり、労働力の分野間シフトを考える必要があるとのことである。既に2017年12月8日の「新しい経済政策パッケージ」において、「society 5.0の社会的実装と破壊的イノベーションによる生産革命」として、その予測が示されている（図12）。文化芸術分野の絶対数が増えなければ、次世代職能として大事と思う分野を先行者が占有していると思われ、不完全ながらも増加していけば、地方における大事な職能分野となりそうだと、次世代の人々が期待を持ってみるのではないかと想像する。兵庫県で見たように文化財の専門職の必要性は増していると思われるデータも出てきており、また、全国の学芸員数の増加傾向も社会情勢の変化を読み取ったことと思う。さらに、一部地域では博物館・資料館等の館数が増加⁷⁾してきていることを再考すべきである。AIに置き換わる職種に代わり、関連分野とのインターフェースを創出することにより、新たに人材を呼び込まなければならない構図となっている

(1) 未来の雇用

社会状況はAIやVRの普及、グローバルとローカルの関係も変化
AIの進展は、単純労働系に加え、論理的思考系の仕事分野もAIが携わる。

- AIが取って代わりにくい分野
- ① 心体に関連する感性の分野や創造的な分野
 - ② 小さな子供の教育等の分野
 - ③ 防災等の緊急的判断を求められる熟練マネージャー

文化芸術基本法の示す文化財関連分野
AIに置き換わりにくい分野
地方における次世代の大事な職能分野

萌芽的傾向（想定）
兵庫県内：文化財の専門職の増
全国の学芸員数：増加傾向
一部地域：博物館・資料館等数が増加

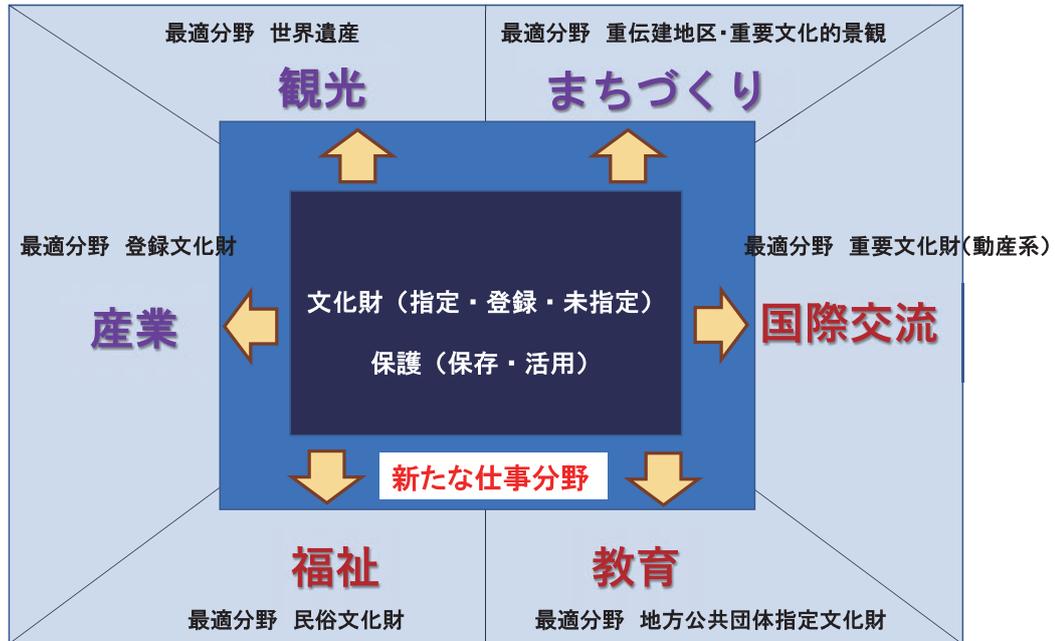
文化財関連分野とのインターフェースを創出することにより、新たに人材を呼び込まなければならぬ構図

文化財の保存と活用のフロントラインにいる博物館美術館等の考え方が、地域における職業の発生可能性に影響を与える可能性

| Computisable | | | 「The Future of Employment」 | |
|--------------|-------------|-------|----------------------------|--|
| Rank | Probability | Label | soC code | Occupation |
| 1. | 0.0028 | | 29-1125 | Recreational Therapists |
| 2. | 0.003 | | 49-1011 | First-Line Supervisors of Mechanics, Installers, and Repairers |
| 3. | 0.003 | | 11-9161 | Emergency Management Directors |
| 4. | 0.0031 | | 21-1023 | Mental Health and Substance Abuse Social Workers |
| 5. | 0.0033 | | 29-1181 | Audiologists |
| 6. | 0.0035 | | 29-1122 | Occupational Therapists |
| 7. | 0.0035 | | 29-2091 | Orthotists and Prosthetists |
| 8. | 0.0035 | | 21-1022 | Healthcare Social Workers |
| 9. | 0.0036 | | 29-1022 | Oral and Maxillofacial Surgeons |
| 10. | 0.0036 | | 33-1021 | First-Line Supervisors of Fire Fighting and Prevention Workers |
| 11. | 0.0039 | | 29-1031 | Dietitians and Nutritionists |
| 12. | 0.0039 | | 11-9081 | Lodging Managers |
| 13. | 0.004 | | 27-2032 | Chorographers |
| 14. | 0.0041 | | 41-9031 | Sales Engineers |
| 15. | 0.0042 | 0 | 29-1060 | Physicians and Surgeons |
| 16. | 0.0042 | | 25-9031 | Instructional Coordinators |
| 17. | 0.0043 | | 19-3039 | Psychologists, All Other |
| 18. | 0.0044 | | 33-1012 | First-Line Supervisors of Police and Detectives |
| 19. | 0.0044 | 0 | 29-1021 | Dentists, General |
| 20. | 0.0044 | | 25-2021 | Elementary School Teachers, Except Special Education |
| 21. | 0.0045 | | 19-1042 | Medical Scientists, Except Epidemiologists |
| 22. | 0.0046 | | 11-9032 | Education Administrators, Elementary and Secondary School |
| 23. | 0.0046 | | 29-1081 | Podiatrists |
| 24. | 0.0047 | | 19-3031 | Clinical, Counseling, and School Psychologists |
| 25. | 0.0048 | | 21-1014 | Mental Health Counselors |
| 26. | 0.0049 | | 51-6092 | Fabric and Apparel Patternmakers |
| 27. | 0.0055 | | 27-1027 | Set and Exhibit Designers |
| 28. | 0.0055 | | 11-3121 | Human Resources Managers |
| 29. | 0.0061 | | 39-9032 | Recreation Workers |
| 30. | 0.0063 | | 11-3131 | Training and Development Managers |
| 31. | 0.0064 | | 29-1127 | Speech-Language Pathologists |
| 32. | 0.0065 | | 15-1121 | Computer Systems Analysts |
| 33. | 0.0067 | 0 | 11-9151 | Social and Community Service Managers |
| 34. | 0.0068 | | 25-4012 | Curators |
| 35. | 0.0071 | | 29-9091 | Athletic Trainers |
| 36. | 0.0073 | | 11-9111 | Medical and Health Services Managers |
| 37. | 0.0074 | 0 | 25-2011 | Preschool Teachers, Except Special Education |
| 38. | 0.0075 | | 25-9021 | Farm and Home Management Advisors |
| 39. | 0.0077 | | 19-3091 | Anthropologists and Archeologists |

4 文化財保護に関わる人々が開発すべき職能分野

文化芸術基本法が求める実効性のある貢献策を提示すべき分野



各文化財分野の特性を引き出すとともに、文化財全体へ表現を拡大する方法とは何か。
各分野にはプロがいる。文化財分野を取り込んでもらうインターフェースを担当する職種とは何か。

図11 文化財保護にかかわる人々が開発すべき職能分野

考えの一例を示したものであり、視点をより具体的に詳細に計画すれば、最適分野の捉え方が変化するものと予想している。

ように見える。確認しておきたいのは、文化財分野の核心的な仕事である保護（保存・活用）に携わる人材をシフトして、新たに発生する仕事へ充当する考えではなく、文化財保護と観光やまちづくり等の境界領域に新たな仕事分野を創出する必要があると述べているのである。

文化財分野は、人材育成に時間のかかる分野であること、また、文化財種等の相違による特性の違いを考えると、観光・教育等、全6分野の内、各個別分野に特に親和性の高い文化財種から新たな職業につながる活動の開発に努め、全文化財種へ拡大していくよう取り組むべきではなかろうか。文化財の保存と活用のフロントラインにいる博物館美術館等の考え方が、地域における職業の発生可能性に影響を与える可能性があると感じている。

(2) まちづくり・観光に関する考え方

2013年度住宅・土地統計調査によれば、総住宅数6,063万戸に対し、空家820万戸（13.5%）であると

発表された（図13）。また、兵庫県住宅政策課の2017年の空家状況調査によれば、約36万件の内、約8万件（22.2%）が古民家であるという。

現在、各市町村は空家対策に関する計画、事業を実施しているところである。しかし、その内の多くの建物が、在来工法で建てられた、50年を超える民家である。また、立命館大学の調査⁸⁾によれば、2000年以降に社寺の火災や盗難事件の報道件数が急増していると報告する。これらの報告から、極めて重要で貴重な文化財（High Heritage）以外の文化財の管理が難しくなっていること、その反面、内閣府の国民の社会意識に関する世論調査（図14）によると、社会は社寺等、文化財への興味関心を高めていることも判る。指定文化財のように類型の典型ではないが、地域の歴史と文化を示す身近な多数の文化財は、使わなければ維持不能となる。また、それら不動産文化財の建物が亡くなると、その中にある動産文化財も移動させなければならないが、博

新しい経済政策パッケージ

2017 1208

「閣議決定」

第3章 生産性革命

3. Society 5.0 の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命

(2) 第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

⑦ 観光・スポーツ・文化芸術

- 文化芸術産業の経済規模(文化GDP)及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大する。このため、**文化庁の機能強化を図りつつ、人材の育成・確保、文化財の更なる公開・活用や保護制度の見直し、地域文化資源の機能や国際発信力の強化等により、新たな価値を創出する「稼ぐ文化」に向けた基盤を整備する。**

Society 5.0 とは IoT(Internet of Things)、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会を「Society 5.0(ソサエティ 5.0)」と名付けた。この概念は、平成28年1月に策定された第5期科学技術基本計画において初めて提唱され、日本は世界に先駆けて新たな社会の実現を目指すとしている。

生産性革命とは 「未来投資戦略 2017」に盛り込まれた施策を着実に実行するとともに、2020 年までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員する。これにより、①我が国の生産性を2015年までの5年間の平均値である0.9%の伸びから倍増させ、年2%向上、②2020 年度までに対2016 年度比で日本の設備投資額を 10%増加、③2018年度以降3% 以上の賃上げ、といった目標の達成を目指して、「生産性革命」を実現し、国民一人ひとりのやりがいの発揮や、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるとともに、我が国の潜在成長率の向上と国際競争力の強化を実現するとしている。

図12 新しい政策パッケージ

兵庫県内の空家数の推移予測

2005～2040



(出典：人口減少社会の展望研究報告書(兵庫県人口減少社会の展望研究プロジェクトチーム H1

既に356,500戸(13%)の空家の発生
 2015年：2008年より約20,000戸の増加
 その多くは、50年を超える建物

歴史的建造物の撤去は、そこに収蔵する動産文化財の散逸も発生、さらに地域の活力の低下は無形文化財の消滅をも導因する。

歴史的建造物等を地域の資産と見て、住民と一緒に取り組む活動グループのセクターを作る必要

2013年度 住宅・土地統計調査

総住宅数：6063万戸

総世帯数：5246万世帯

平成10年から15年で

総住宅数：1000万個以上増加

総世帯数：800万世帯以上増加

居住世帯の有る住宅：5210万戸

居住世帯の無い住宅：853万戸

空家 1958(昭和33)年：36万戸

2013(平成25)年：820万戸

全国平均 13.5% 3大都市圏外 14.9%

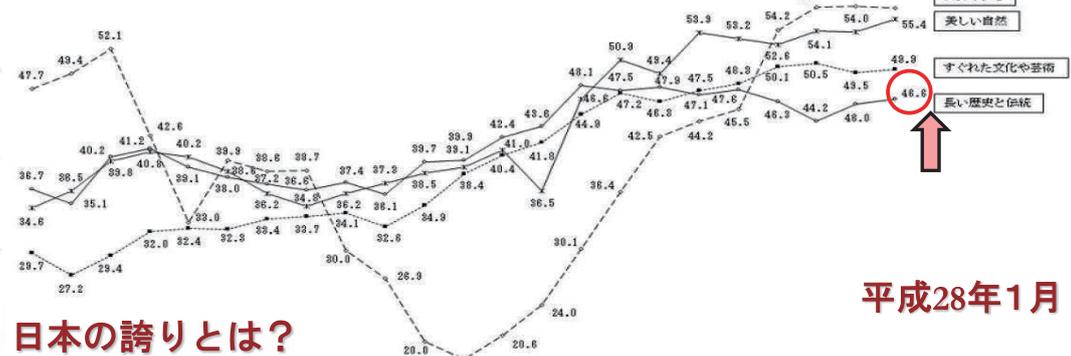


図13 兵庫県内の空家数の推移予測

時代の潮流を読む

社会意識に関する世論調査

内閣府調査 日本の誇りと感じる上位4項目の推移



日本の誇りとは？

治安の良さが急激に支持を伸ばしたが、美しい自然・優れた文化や芸術・長い歴史と伝統が上位を常に占める

| [職業] | 日本の誇りと感じる上位4項目の推移 | | | | | [職業上の地位] | 日本の誇りと感じる上位4項目の推移 | | | | | [年齢] | 日本の誇りと感じる上位4項目の推移 | | | | |
|--------------|-------------------|-------|-----------|---------|-----------|----------|-------------------|-------|-----------|---------|-----------|--------|-------------------|-------|-----------|---------|-----------|
| | 治安のよさ | 美しい自然 | すぐれた文化や芸術 | 長い歴史と伝統 | 国民の勤勉さ、才能 | | 治安のよさ | 美しい自然 | すぐれた文化や芸術 | 長い歴史と伝統 | 国民の勤勉さ、才能 | | 治安のよさ | 美しい自然 | すぐれた文化や芸術 | 長い歴史と伝統 | 国民の勤勉さ、才能 |
| 管理・専門技術・事務職 | 67.2 | 55.8 | 57.7 | 48.5 | 50.1 | 雇用者 | 61.0 | 54.2 | 52.6 | 46.3 | 43.5 | 20～29歳 | 57.9 | 45.8 | 50.2 | 41.2 | 27.2 |
| 管理職 | 68.8 | 54.4 | 56.5 | 52.7 | 58.6 | 自営業主 | 52.5 | 53.7 | 52.4 | 50.1 | 40.8 | 30～39歳 | 61.2 | 46.5 | 54.4 | 40.6 | 35.7 |
| 専門・技術職 | 68.9 | 57.4 | 60.1 | 47.9 | 49.2 | 家族従業員 | 58.9 | 59.7 | 45.2 | 42.7 | 33.9 | 40～49歳 | 63.2 | 54.4 | 53.9 | 46.4 | 44.4 |
| 事務職 | 65.4 | 55.1 | 56.2 | 47.6 | 47.9 | 無職 | 51.8 | 56.9 | 46.4 | 46.4 | 39.2 | 50～59歳 | 60.7 | 59.4 | 56.4 | 53.9 | 47.1 |
| 販売・サービス・保安職 | 57.3 | 54.2 | 51.0 | 46.4 | 40.9 | 主婦 | 53.6 | 60.7 | 51.8 | 46.1 | 40.8 | 60～69歳 | 58.4 | 59.6 | 50.1 | 46.6 | 48.1 |
| 農林漁業職 | 55.8 | 55.0 | 39.2 | 48.3 | 27.5 | その他の無職 | 49.6 | 53.3 | 40.5 | 46.3 | 37.0 | 70歳以上 | 44.9 | 57.0 | 40.1 | 46.8 | 36.1 |
| 生産・輸送・建設・労務職 | 51.8 | 51.9 | 46.8 | 44.1 | 34.6 | | | | | | | | | | | | |

図14 日本の誇り「歴史・文化」の位置

兵庫の市民まちづくりの展開・まちづくり年表

(神戸大三輪康一作成)

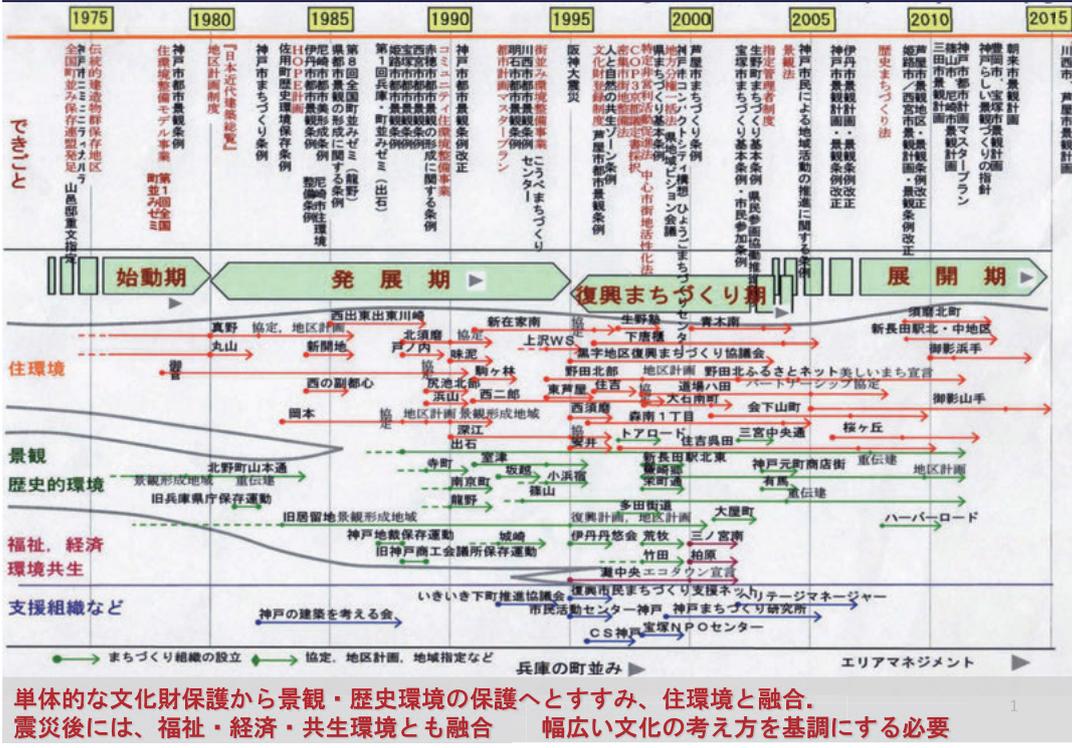


図15 兵庫のまちづくり活動史

地域計画研究者による「住環境」「歴史環境」「福祉」等の連関状況を調査したところ、95年の阪神淡路大震災後の復旧計画から、これら三要素が融合し始めたことを指摘

事例 篠山市 歴史文化まちづくり資産の可視化 集落カルテ

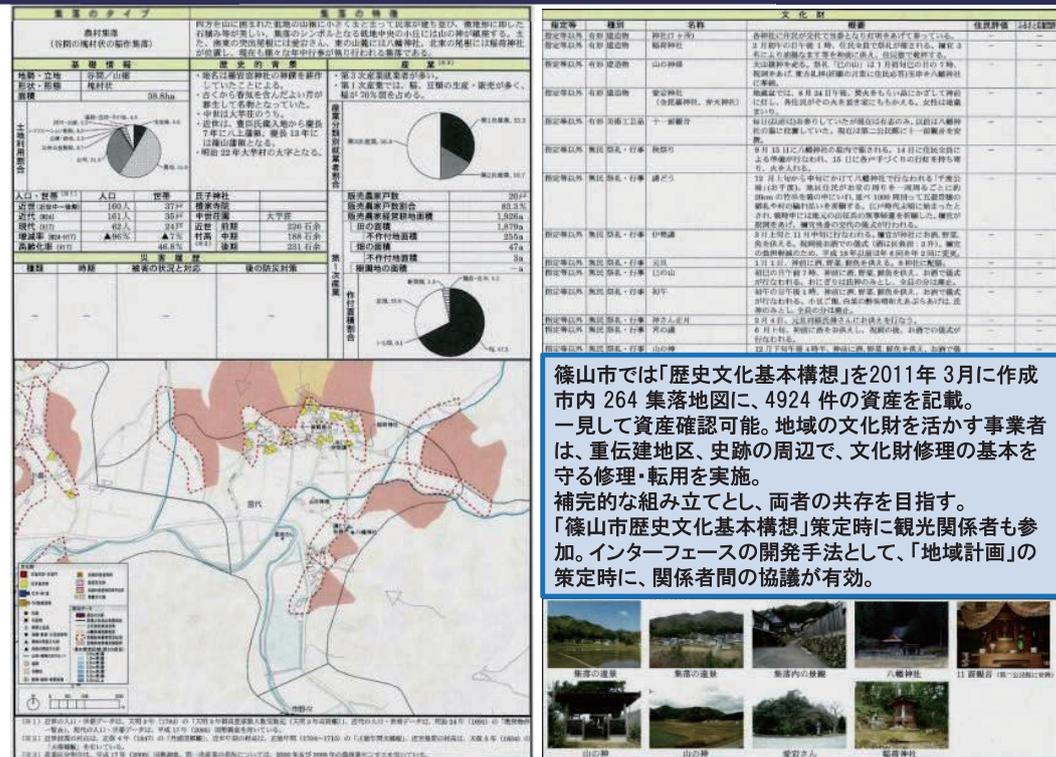


図16 篠山市 歴史文化まちづくり資産の可視化

ヘリテージマネージャーの育成

(6)カリキュラム 養成講習会

演習

| 講義・演習 | 時間 | 内 容 |
|---------------------------------|----|--|
| (演習)私の好きな町並み 才本謙二(才本建築設計事務所) | 4 | 伝建地区篠山を題材に、伝建地区制度の概要とHMの役割、古民家再生プロジェクトについて学ぶ。 |
| (演習)県指定文化財修理現場見学 (尾瀬耕司・県教委) | 4 | 指定文化財の修理現場において、文化財修理の基本的な考え方と実際に学ぶ。 |
| (演習)アートマネジメント 河崎晃一(甲南大学) | 2 | 移民センターを題材に、CAPの芸術活動を学ぶとともに、アートを活用した活動との連携を探る。 |
| (演習)私が見つけた登録文化財 (受講生) | 3 | 講習会期間中に登録文化財候補物件を3件報告し、最終日にプレゼンを行い、発見能力と説得力を養う |

建築士コース

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 登録文化財調査(実測演習) 吉川悟(吉川工務店)清水克俊 | 8 | 登録文化財候補物件を題材に、実測を行いCADで図面化する演習 1日目・2日目に分けて実施 |
| 登録文化財調査(成果のまとめ方) 吉川悟(吉川工務店)+県教委 | 4 | 1日目の実測演習の点検 登録文化財申請に必要な資料と「所見」の書き方をまなぶ。 |



修理がまちづくり活動 住民の修理の勉強会 竹林整備から竹灯笼の制作へ

図17 ヘリテージマネージャ育成のカリキュラム

既に受講をしたヘリテージマネージャが経験を通じた実践的授業を展開するまでとなっている。

町屋が美術館に変わる
Historic Street ART Festival
丹波篠山
まちなみアートフェスティバル
2010年 9月18日(土)～26日(日)

センスある町屋の活用提案

丹波篠山まちなみアートフェスティバル
平成20年度(2008)～

アートで結ぶ丹波文化圏

図18 篠山市歴史文化をいかしたまちづくり

重要伝統的建造物群保存地区の町屋の修理が完了したところを活用して、ストリートアートフェスティバルを開催。伝建物の所有者への修理支援が、目に見える型になって地域に還元、町屋の転用が、新しいデザインを誘因することを実感。この連動が地域の感動を励起すると考えている。

ファンド方式の事業形態






町中に分布する歴史的建造物群を一つのホテルと見なして、現代機能を効率付与
既存再生物件とコラボして、一体感を醸成
一定の規模が新たな雰囲気を生み出す

史跡
重伝建地区

桃色：既存再生物件

目標：10件30室 経営安定規模



ミシュラン一つ星

元朝能 秋葉

武家屋敷

商家

アートフェス

建物修理説明会

エリアプランナー

NOTE

社会的企業

NIPPONIA

才本建築事務所

HM:建築デザイナー他

NIPPONIAの修復関連企業

地元銀行・政策投資銀行

住友銀行

DBJ

アキバ

クリエイティブデザイナー

史跡・重伝建地区で培った住民の意識・ノウハウを活用
歴史文化資産を活用する民間チームの組織
史跡・重伝建地区周辺で文化財の修理技法を使って歴史文化資産を転用
地域の魅力の増進

図19 篠山古民家宿泊施設

史跡篠山城跡・篠山重伝建地区の周辺を活かして、古民家の宿泊施設を開設計画配置を詳しく見ると、古民家再生の計画場所が、史跡エリア、重伝建エリアの少し外の一般エリアであることが理解されよう。指定文化財等の過度の機能負担を避け歴史文化を活かすエリアを拡大しようとするアイデアである。

空き家再生の展開

主な事業

| | | |
|--------------|--|-------------------|
| ①販売方式 | 篠山ギャラー-KITA'S | 篠山市 |
| ②サブリース方式 | 里山旬菜料理「ささらい」 イタリア家庭料理「Treatoria el Ragù」 暮らしのツーリズム「さきやまの家」 アンティークカフェ チャレンジショップ「よかちよろ」 就農シェアハウス「小多田の家」 木工「NATURAL BACKYARD」 里山セーターハウス「文彦高岡」 ②兼田家（日本料亭跡との一休運営） | 篠山市 |
| ③地域運営方式 | ①古民家の宿「集落丸山」H21.10～ ②豊登農家の宿「大屋大杉」H27.9～ | 篠山市 篠山市 篠山市 |
| ④活用推進型指定管理方式 | ①竹田城下町の宿「日本料亭遺構EJ」H25.11～ ②オーベルジュ「豊岡1925」H26.4～ | 篠山市 豊岡市 |
| ⑤ファンド方式 | ①海山城下町ホテル「NIPPONIA」H27.10～ 親員住宅「日恒中継病院」 | 篠山市 |
| その他 | 昭和レトロ「西町ブリキ玩具製作所」 イタリア料理「OASA DEL AMICI」 | 篠山市 |

| 事業番号 | 事業名称 | 内容 | 事業手法 | 就業方法 | 就業人数 | 就業期間 | 就業形態 | 就業種別 |
|------|------|-------|------|--------|------|------|------|------|
| 1 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 2 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 3 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 4 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 5 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 6 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 7 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 8 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 9 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 10 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 11 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 12 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 13 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 14 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 15 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 16 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 17 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 18 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 19 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 20 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 21 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 22 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 23 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 24 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 25 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 26 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 27 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 28 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 29 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 30 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 31 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 32 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 33 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 34 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 35 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 36 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 37 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 38 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 39 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 40 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 41 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 42 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 43 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 44 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 45 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 46 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 47 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 48 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 49 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 50 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 51 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 52 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 53 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 54 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 55 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 56 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 57 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 58 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 59 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |
| 60 | 篠山丸山 | 宿泊一軒家 | コ | 地域運営方式 | 10 | 2021 | ○ | 宿泊業 |

事業の解釈

人口旧減地区で122人の雇用者増につながっている。
ライフスタイルに共感した就職者が全国から来ている。
高学歴者も多い。工場誘致と異なる就業者グループ。
アントレプレナーの割合が多い、発想が柔らかい人が増えた印象。

人口減少地域にとって、雇用者増・移住者の増は本当に欲しているところ

図20 空き家再生による雇用の発生

約60事業により122人の常勤雇用を開拓、アントレプレナーの集住等、工場誘致とは異なる雇用の開拓一件ずつは規模が小さいが、その分、クラッシュのリスクは低減されている。
持続可能性から考えた場合、少しずつ変化がリピーターに心地よい印象を与えると見ている。

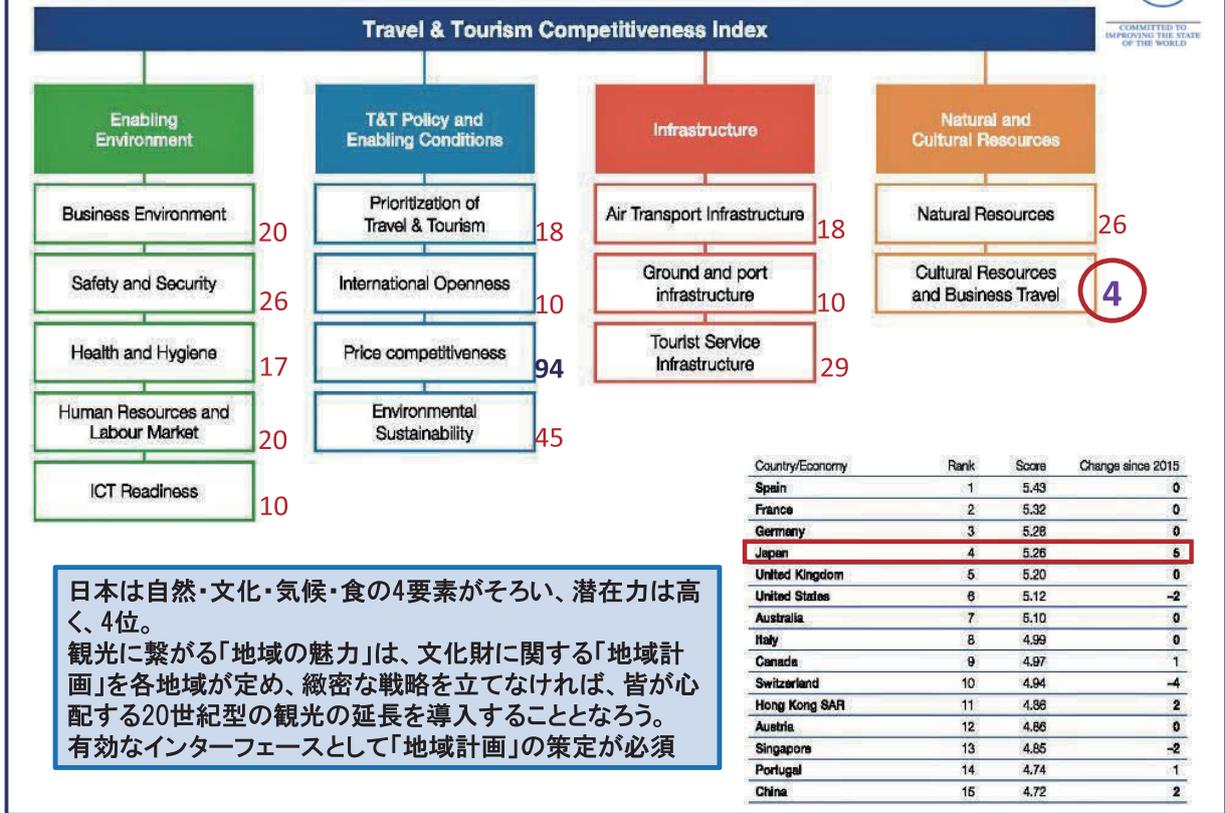


図21 世界経済フォーラム旅行・観光競争力ランキング

博物館や資料館に納まる量ではない。建物の消失は動産文化財の散逸でもある。維持管理の連鎖を考えるべきである。

文化財に関する「地域計画」は、地域文化全体を示す、身近な文化財を如何に継承するかを考えているものであり、図5に示す豊岡市出石町の住民のように、文化財の継承とまちの維持を同一レベルで見る住民の目線を直視すべきである。文化財の維持・管理の向上に向けて地域の文化財との結びつきを強める各種の機会を設け、文化財の種別や類型等を踏まえて「地域計画」で整理し、一番適切な保存・活用の方法を先入観なく開発していくべきと考える。

一方、文化財関連の周辺分野から「地域計画」を見れば、文化財関係者が指定文化財のどこに文化財的価値を見出し、何を核心的な部分とみているか、また、その関連でどこにその要素が繋がるのか、計画全体の中で説明されることにより、地域空間の中で価値の定まらない未指定文化財も含めた文化財全

体の保護の体系の理解が促進することが判る。そのことは、図11で示すように、文化財の価値判断から文化財を活かしたまちづくり・観光振興等、核心的な文化財から周辺環境の維持に至る多段階の歴史文化の保存・活用策、つまり、文化芸術基本法で示す「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等」の文化財関連分野への一種のインターフェース開発になると考えている（図15）。そして、各関連分野は文化財の言語を翻訳するための協議を求めてくるであろう。

例えば、兵庫県篠山市で歴史文化を活かしたまちづくりの展開を行っているが、篠山市では「歴史文化基本構想」を2011年3月に作成し、市内264集落地図に、4924件の資産を記載しており、一見して興味ある資産を確認できるようになっている（図16）。さらに、地域の文化財を活かす事業者は、重伝建地区、史跡の周辺で、文化財修理の基本を準用する修理（モットー：ミニマムインターベンション）・転

用（モットー：リバーシブル）を行うなど、両者の共存を狙う手法の展開をしており、補完的な組み立てとなっている（図18、19、20）。篠山市歴史文化基本構想策定時には観光関係の方もおられたが、地域ごとのインターフェースの開発手法として、「地域計画」の策定時に、関係者に参加していただくことが有効ではなからうか。

世界経済フォーラムの旅行・観光競争力ランキングでは、日本は自然・文化・気候・食の4要素がそろい、潜在力は高く、4位であるとする（図21）。しかし、観光に繋がる「地域の魅力」は、文化財に関する「地域計画」を各地域が定め、緻密な戦略を立てなければ、皆が心配する20世紀型の観光の延長を導入することとなろう。有効なインターフェースとして「地域計画」を策定するには、文化財担当のマネジメント能力の向上が必須である。文化財関係者が結集して、人材育成から始めるのが、近道と思う。例えば、建造物系のHMの育成（図9、17）は、建築士連合会等、民間組織の努力により、既に3895人を数えるまでとなっている。また、このヘリテージマネージャー（HM）の導入は、行政と違い民間主体であることから営業活動もできる。走り始めると自力走行することも判った。また、その職種は既存の文化財保護関連の事業より活用形に主軸を置いており、観光・まちづくり等との境界領域における新たな職種に近いことも判った。さらに、篠山等の事例から、図20に示すように、新たなビジネスとして人口減少地域においてかなりの雇用効果もあることも判ってきた。

これら状況を見ると、冒頭で示したイングリッシュヘリテージセンターが示す「再生と歴史的環境」の内容が、現在の日本で受け入れ可能な状況になったことを示しているのではないかと考える。歴史文化の活用は、洋の東西を超える。

【註】

- 1) 吉本 光宏『ロンドン2012大会 文化オリンピックを支えた3つのマーク東京2020文化オリンピック

ドを巡って』<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=53352?site=nli>

2016年7月11日ニッセイ基礎研究所社会研究部

- 2) 本稿脱稿後、文化審議会文化財分科会企画調査会の第一次答申を受け、2018年3月6日の定例閣議において、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が決定された。さらに、同閣議において、文化芸術基本法に基づく、アクションプランである「文化芸術推進計画」が決定された。
- 3) <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h29/index.html>
- 4) 新たな管理責任者は、管理の責任を負うのみならず、文化財の保存及び活用の全体を通して所有者を支援することとし、選任対象も自然人に限定しない形としている等、より使いやすい実効性のある制度にしようとしている。
- 5) 平成25年の企画調査会報告で整理した4要請、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育と社会教育との連携」
- 6) The Future of Employment: How Susceptible are Jobs to Computerization? Carl benedict Frey (Oxford Martin School, University of Oxford) and Michael A. Osborne September 17 2013
- 7) 京都市の博物館・美術館連絡協議会の加盟館数は、設立当初の1992年には101館であったが、2017年には、加盟館208館、協賛館20館という。四半世紀で加盟館数は倍増している。また、館数増の要因は、民間博物館等の増である。
- 8) 中谷友樹、米島万有子、Mingi Cui『全国調査から見た文化財保有社寺における犯罪被害』立命館大学歴史都市防災論文集Vol.11 2017年7月

文化審議会文化財分科会企画調査会とりまとめ
文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について
(第一次答申(案))

検討の背景及び文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

- 我が国においては、文化財保護法により有形・無形の文化財について体系的な施策が講じられ、所有者等の尽力により文化財保護の成果が上げられてきた
- 一方で社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機。これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務



今後、多くの人々が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要

これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

(地域における文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定等)

- 個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要
- 都道府県が策定する大綱的な方針・計画等

都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画(以下、「大綱」という。)を策定できる

 - ・大綱記載事項

都道府県としての域内に所在する文化財の総合的な保存・活用に関する取組の方針や必要な措置、広域的な地区ごとの取組、災害発生時の対応、域内の市町村による地域計画策定への支援方針等を記載
 - ・都道府県の役割

都道府県は市町村の計画策定の助言や広域連携のほか、未策定の市町村における文化財の保存・活用に係る取組に対し、積極的な役割を果たす
- 市町村が策定する地域計画

市町村は、国が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を策定している場合には大綱を踏まえつつ、単独で又は他の市町村と共同し、地域の文化財に関するマスタープランとして、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画(以下、「地域計画」という。)を策定できる

 - ・計画記載事項

地域の文化財の総合的な把握の上で、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置等を記載
 - ・策定手続

計画の策定・変更や計画実施に係る連絡調整のため、市町村は都道府県をはじめ関係者で構成される協議会を組織。協議会は当該市町村の関係部局、都道府県、博物館、文化財所有者、地域住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者等で構成

地方文化財保護審議会への意見聴取を必須とし、必要な場合は文化財の所有者等とも調整。地域住民の声も適切に反映
 - ・国による認定等

市町村は、都道府県を経由して国に地域計画の認定を申請でき、国が一定の要件を満たす計画を認定。認定された場合の制度上の効果として、計画認定された市町村の国に対する文化財の登録の提案、必要な事務体制のある一般市・町村による手挙げ式の事務の実施の特例の2点につき措置
 - ・民間の推進主体となる団体

市町村が、地域計画の趣旨に沿って活動する団体を指定できる

2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

- 文化財ごとに保存・活用の考え方や保存・活用のために必要な事項等を明確にし、所有者等の文化財の維持・管理・活用・伝承等の自主性・的確性向上が必要。このため現在も国指定重要文化財建造物等で作成を推奨している、**個々の文化財の「保存活用計画」を制度上に位置づけ**
 - ・計画の記載事項:文化財の現状(所在地・所有者・保存状況等)、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保護継承の方針等(詳細は文化財類型ごとの特性を踏まえ整理)
 - ・国の認定等:計画の内容を国が確認し、認定するとともに、認定計画の中に記載された保存・活用の具体的な行為については、計画認定後に要する諸手続きを弾力化
- 文化財は日常的な管理の負担が大きく、所有者だけでは十分な管理や公開など活用が難しい場合もあり、**現行の管理責任者制度について、使いやすく実効性のある制度とすることが必要。**
 - ・管理責任者について、管理の責任のみならず文化財の保存及び活用全体として所有者を支援できるとし、所有者に対し保存活用計画の作成・変更を提案できる権能を付与
- 国宝・重要文化財(美術工芸品)の公開に関する取扱要項について、技術の進歩や公開ニーズに対応するため、材質等によって公開日数の上限を延長**
 - ・第三者が重要文化財等を公開する際、年間の公開日数は延べ60日以内等の一律の基準であったところ、石、土、金属等(金属は一部製品に限る)で作られたものは、公開日数の上限を150日に延長等
- 文化財の保存と活用を両立させるため、活用に当たり必要不可欠な**文化財の取扱いや保存修理等の知識・技能等**に関して文化財所有者・管理団体、美術館・博物館等の**関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センター的機能の整備**を検討

地方文化財行政の推進力強化

(地方公共団体の文化財に係る体制の充実)

- 文化財担当職員等の人材確保や資質向上のため、「文化財保護指導委員」の配置を都道府県だけでなく市町村にも拡大したり、専門性を重視した選任としたりすること等が必要

(地方文化財保護行政の所管)

- 地方における文化財保護の所管は教育委員会となっているが、**地方の判断で首長部局に移管できる仕組みを要望する声**があがっている。文化行政全体としての一体性や景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、文化財保護に関する事務を一層充実させるために必要かつ効果的な場合は、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された**4つの要請**(「**専門的・技術的判断の確保**」「**政治的中立性、継続性・安定性の確保**」「**開発行為との均衡**」「**学校教育や社会教育との連携**」)に対応できるよう環境を整備しつつ、条例により、首長部局での事務の執行・管理も可能とすべき
- 4つの要請へ対応するための環境整備として、移管する場合は**必ず地方文化財保護審議会を設置することを制度上明確化**。また、同審議会の機能強化も必要。加えて、専門的職員の配置促進や学校教育・社会教育との連携等により4つの要請への適切な対応が必要

<その他推進すべき施策>

- ・博物館等の役割強化、国際交流や訪日外国人、障害者への対応、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携(復元建物の在り方についての積極的な調査検討、文化財アーカイブや模写模造、高精細レプリカ、バーチャルリアリティ等に係る効果的な取組の普及等)

<中長期的観点から検討すべき課題>

- ・第一次答申の後、速やかに検討に着手すべき事項
- ・文化財を守る技術・技能やそれを担う職人・原材料の確保、修理事業の質の維持向上と人材育成、文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策 等